



～新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、  
自身の接触者への連絡にご協力ください～



<他者に感染させた可能性のある期間(感染可能期間)> 発症日(※)の2日前から療養開始まで  
※症状がある場合：症状が出現した日 ・ 症状がない場合：検査を受けた日(検体採取日)

感染可能期間中にあった人がいる

いいえ

濃厚接触者が疑われる者はいない

はい

マスクを着けずに(または顎マスク等)、相手  
と手が触れる距離で15分以上の会話をした  
例)食事・喫煙・カラオケなど

いいえ

接触された相手に以下のことをお伝えください  
・濃厚接触者には該当しない  
・体調に不安があれば、医療機関を受診してください

はい

相手の方に以下のことを伝えてください。(詳細は、滋賀県HPを確認するようにお伝えください)

・行政検査を受検してください。

滋賀県HP「しがネット受付サービス」から検査の申し込みをお願いします。

・新型コロナウイルス感染症陽性患者と最後にあった日から、7日間は健康観察をし、外出を自粛ください。

※症状がある場合は、検査結果を待たずに医療機関を受診してください。

※滋賀県内に居住する方のみが対象なので、県外にお住まいの方は、お住まいを管轄する保健所の指示に従ってください。

## 3月は自殺対策強化月間です

違和感に気づいたら、声をかけてみる。

心配する気持ちを、ただ伝える。それが、いのちを支える「ゲートキーパー※」がはじめにできること。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

あなた自身やあなたの大切な人の「こころ」と「いのち」を守るために、一人で悩みを抱え込まず、御家族や御友人などの身近な方へ相談してください。

相談できる人が周りにいなかったり、相談しにくいと思われるときは、下記までご相談ください。電話で相談しづらい方は、SNSでも相談できます。

### 《相談窓口》

☆こころの健康相談統一ダイヤル

☆SNS相談事業

☆滋賀県自殺予防電話相談

☆滋賀いのちの電話

☆こころの相談電話

☆「こころのサポートしが」LINE相談

☆滋賀県精神保健福祉センター

☆高島市健康推進課

★「新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援策のフストップ相談窓口」 ☎077-525-5670 9時～17時(土日祝を除く)

☎0570-064-556 10時～21時

厚生労働省 SNS相談

☎077-566-4326 9時～21時(年末・年始を除く)

☎077-553-7387 10時～22時(金・土・日)

☎077-567-5560 10時～12時 13時～21時(土日祝・年末年始除く)

QRコードから友達登録を待っています!

☎077-567-5010 9時～16時(平日)

☎0740-25-8078 [kenko@city.takashima.lg.jp](mailto:kenko@city.takashima.lg.jp)



## 特殊詐欺からあなたを守る!!

留守番ボタンを **ポチっ** と作戦

- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- 消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188(いやや)
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

在宅時も家の電話を留守番電話設定にするだけ!

## 特定不妊治療費助成 申請期限が迫っています。

滋賀県では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適応されない特定不妊治療(体外受精および顕微授精)および特定不妊治療の過程で男性不妊治療(精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体精子吸引法(MESE))に要する費用の一部を助成しています。令和3年度の分の助成申請期限は、下記のとおりです。

(お問い合わせ)高島保健所 ☎0740-22-2419



治療終了日:令和3年4月1日~令和4年2月28日  
⇒申請期限:令和4年3月31日(木)

治療終了日:令和4年3月1日~令和4年3月31日  
⇒申請期限:令和4年4月28日(木)

## 食品販売をされている方、給食事業者様 「営業届出」を行っていますか？

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降、単に包装食品を販売する場合も「営業届」が必要になる場合があります。また、自営の給食施設で、条例に基づく「業務開始報告書」を提出されている場合でも改正食品衛生法に基づく許可または届出が必要な場合があります。

※「常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品」のみ販売する場合、菓子製造業等の許可を受けて製造したものを販売する場合などは届出の必要はありません

届出  
方法

厚生労働省HPの「食品衛生申請等システム」  
から届出してください  
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



(相談窓口)  
高島保健所 地域保健福祉・衛生係  
☎0740-22-3552

## 食中毒予防の3原則

食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

## 購入した犬・猫のマイクロチップ情報の登録が義務になります

～犬・猫を家族に迎えたら、マイクロチップ情報の登録をしましょう～

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、犬猫等販売業者が販売する犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。

登録された犬や猫を迎え入れた飼い主は、「所有者の変更登録」をする必要があります。

令和4年6月1日以前から飼育している犬や猫、6月1日以降に販売業者以外から譲り受けた犬や猫にもマイクロチップの装着をご検討ください。



## ヘルプマーク ご存知ですか？

ヘルプマークは、援助や配慮が必要としていることが外見からは分からない方々

(義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など)が援助を得やすくなるように作られたマークです。



ヘルプマークが必要な方は下記の場所でお申し出ください  
滋賀県庁障害福祉課 ☎077-528-3542  
滋賀県高島保健所 ☎0740-22-2419  
高島市障がい福祉課 ☎0740-25-8516

自助具  
小修理

自助具製作ボランティアグループ  
ほほえみ工房

高齢者や身体にハンディのある人の自立を助け、介護者の負担を軽くするための自助具の製作、小修理を行っています。

(活動日)毎月第2、4水曜日  
9:30~15:30

(活動場所)安曇川町末広4-15  
(問い合わせ)電話・FAX:0740-32-2120



～生まれてくる赤ちゃんのために～  
お母さんになるあなたへ

たばこ・お酒はやめましょう!  
おなかの中の赤ちゃんの成長  
を妨げます



滋賀県健康づくりキャラクター  
しがの「ハグ&クミ」

滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

いつまでも元気なお母さんであるために  
乳がん・子宮がん検診を受けてね。  
女性の身体のこと、あなたにしかわからない  
不調をお医者さんに相談してね!

※同居の方の喫煙もお腹の赤ちゃんに悪影響を及ぼします。

※加熱式たばこの紙巻きたばこと同様に受動喫煙対策対象です。

あなたとあなたを思う大切な人のために!

毎年3月1日から3月8日は、「女性の健康週間」です